

「定額減税説明会」開催のご案内

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

つきましては、下記の通り説明会を開催致しますのでご案内申し上げます。

言 己

開催月日	受付開始時間	説明会開始時間	会 場
3月26日(火)	10時00分	10時30分～	迫公民館2階・軽運動場
	13時00分	13時30分～	
4月23日(火)	10時00分	10時30分～	登米祝祭劇場・小ホール
	13時00分	13時30分～	
5月21日(火)	10時00分	10時30分～	登米祝祭劇場・小ホール
	13時00分	13時30分～	

講 師

①佐沼税務署 法人課税部門の担当官

研修内容

①令和6年分 給与収入に係る源泉徴収税額からの定額減税について

申込方法

3月1日(金)よりLINEにてお申込みください。

1. 右記のQRコードを読み取るか、「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。
2. 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
3. 税務署や来場希望日時を選択
4. 内容を確認して「申込」をタップすれば完了
入場時に申込画面を提示すればOK

国税庁
LINE公式アカウント



【この文書に関するお問い合わせ先】

佐沼税務署 法人課税部門 (源泉所得税担当)

電話 0220-22-2639

(公社)登米法人会

電話 0220-22-6617